

調査研究



技術移転国際会議「開発と平和構築」のNGOセッション

事業の概要

援助は、援助をする側が開発途上国の自然条件や発展の段階など、それぞれの国の状況を的確に把握して、最も必要性の高い分野に最も適切な方法で実施しなければなりません。

また、援助の課題が、民主化、平和構築やIT（情報技術）革命などますます多様化、複雑化し、さらに、援助手法においても、セクター・アプローチや参加型開発など新しい取り組みが行われるようになりました。

援助をとりまく環境が変化するなか、調査研究は、

Close Up

南部アフリカに関する援助研究会

課題を抱えた南部アフリカ地域の発展のために

アパルトヘイト体制の終結後、南部アフリカ地域では域内大国である新生南アフリカ共和国（南ア）を軸として、旺盛な民間投資活動を原動力とした本格的な発展の萌芽が一部に見られます。

しかしながら、この地域にはアパルトヘイトの大きな負の遺産と冷戦構造の崩壊に伴う国際的地位の低下が重くのしかかっています。南アでは黒人の40%以上がいまだに失業中であり、治安は世界最悪の水準といわれ、また、内戦終結後、奇跡の成長を遂げつつあったモザンビークも2000年3月の大洪水により経済に再び大きな打撃を受けています。このほか、長期的な経済停滞に陥っている国々や、慢性化した内戦で疲弊したアンゴラ、ナミビア、さらに、土地所有をめぐる黒人と白人の対立が起こったジンバブエなど、南部アフリカ地域の今後の発展には依然として大きな課題が残されています。

JICAの調査研究事業として1999年度に発足した南部アフリカ援助研究会は、気鋭のアフリカ研究者や現場経験豊富な実務者などの参画を得て、南ア、ザンビア、モザンビークに焦点を当てつつ、南部アフリカ地域に対してわが国がどのような協力を進めていくことができるのかという点を中心に、積極的な議論を展開してきました。

こうした議論の結果を取りまとめた報告書では、次の2点を提言のポイントとして挙げています。

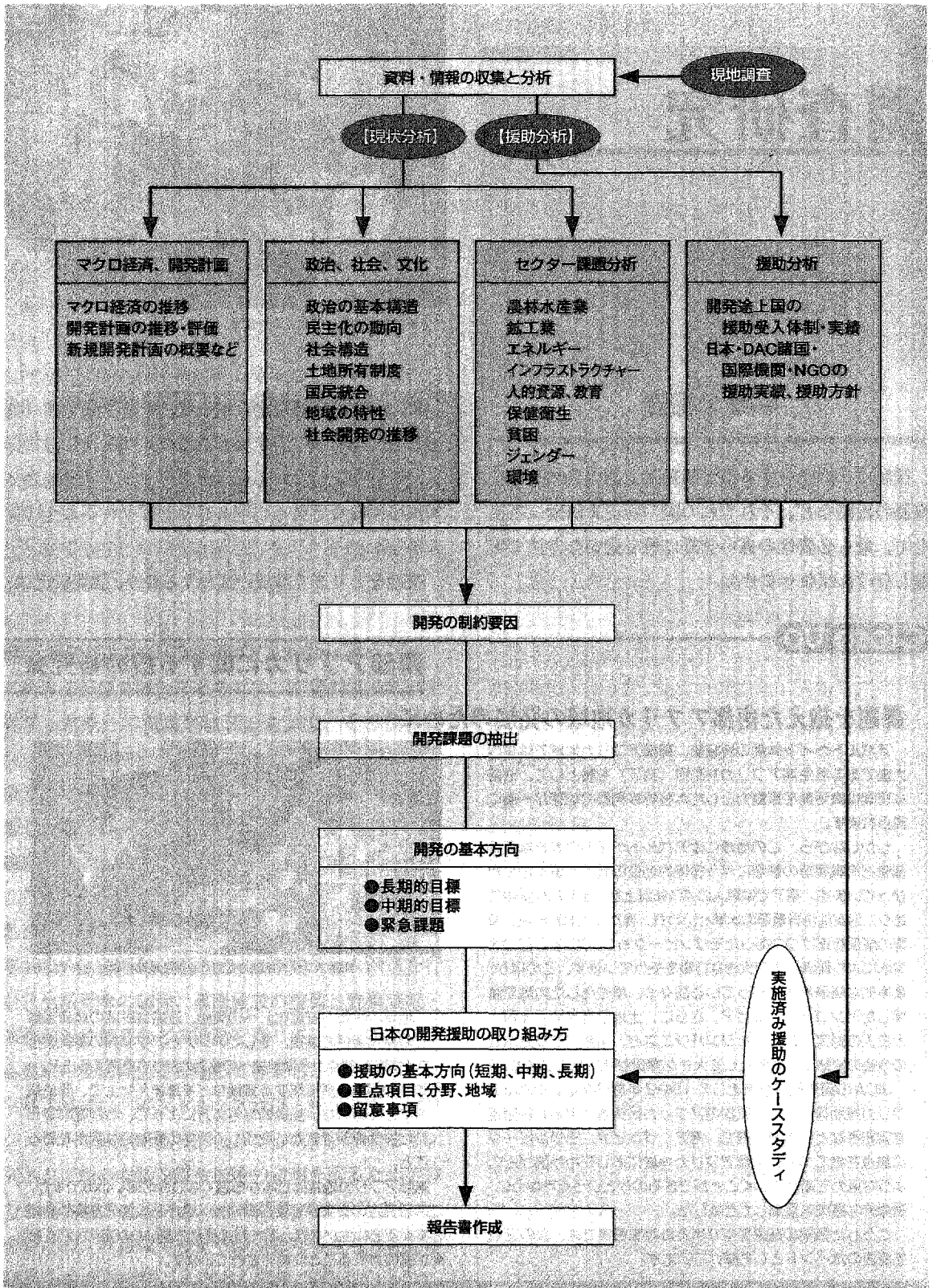


南部アフリカ地域では新たな援助戦略が求められている

- ①「地域の平和と安定化」への貢献、旺盛な民間の経済活動との補完関係の重視、そしてアジアとアフリカの関係深化など幅広い視点から同地域への協力のあり方を考えること。
- ②昨今の援助協調に関する議論などを踏まえた上で、既存概念にとらわれない能動的な考え方によって、わが国の限られた援助資源を有効に活用し、人材の機動的な活用を図ること。

南部アフリカ地域は日本から遠くなじみの薄い地域ですが、この研究会の成果が今後、同地域への援助政策の立案や実際の事業実施に生かされ、知的付加価値の高いわが国のODA事業が展開されることが期待されています。

図表3-18 国別援助研究の流れ

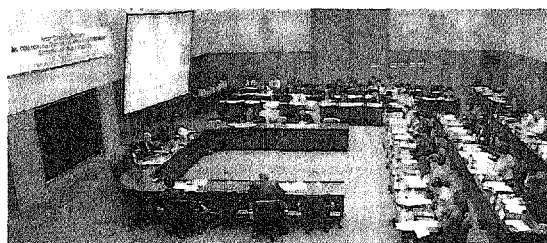


JICAが進める国・地域別アプローチを強化するために、各国のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的なJICA事業の指針を策定する重要な役割を担っています。

これらの調査研究には、大学や研究機関などの関係者を中心とした外部有識者を委員に迎え、これに国際協力専門員、JICA職員などJICA関係者を加えた調査研究会を設置します。こうした活動は、直接の目的である課題に対する指針の策定などのほか、JICAと関係機関とのネットワーク形成に大きく貢献しています。

事業の種類と実績

1999年度より、調査研究を、①協力の重点地域や重点項目、制度的枠組みを対象とする事業戦略調査研究、②援助のノウハウや手法などを対象とする援助手法調査研究、③援助実施上の重要な個別課題などを対象とする個別課題調査研究、の3種類に分類・整理しました。



技術移転国際会議「インドネシア東京セミナー」

1999年度の調査研究の実績は図表3-19のとおりです。

また、1999年度より、新規事業として、特定テーマの調査研究機能の拡充と大学・研究機関とのネットワークを構築することを目的として、客員研究員制度を開始しました。

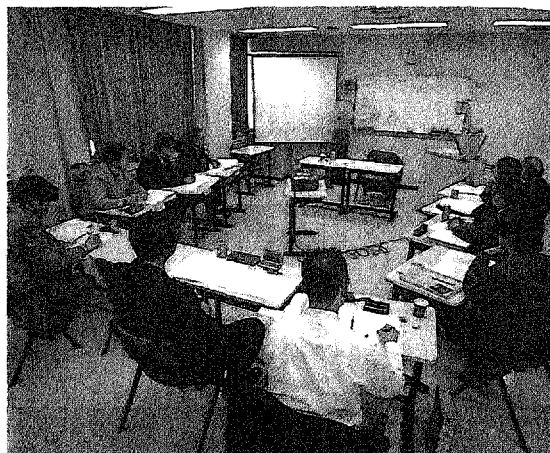
さらに、効果的・効率的な調査研究の実施体制を強化するために、国際協力総合研修所にある調査研究課を2課体制に拡充し、国別アプローチと課題別アプローチの強化を図っています。

こうした調査研究の成果は、JICA事業の指針づくりや協力手法の改善、専門家養成研修教材の作成の基礎資料として幅広く活用されています。

図表3-19 1999年度調査研究実績

調査研究のカテゴリー	調査研究名
事業戦略調査研究	地方自治体の国際協力事業への参加（第2フェーズ） 南部アフリカ（南アフリカ共和国・ザンビア・モザンビーク）[国別援助研究] 中央アジア（ウズベキスタン・カザフスタン・キルギス）[国別援助研究] 環境 [分野別援助研究] 金融 平和構築
援助手法調査研究	工学教育プログラム認定制度 人造り協力事業経験体系化研究「母子保健」 人造り協力事業経験体系化研究「サブ・サハラ・アフリカ地域」 人造り協力事業経験体系化研究「高等教育」 沖縄の地域保健医療における開発経験と途上国への適用 高度情報通信システムのODA事業への適用 アフリカ開発におけるプログラム援助の手法 プロジェクト・サイクル・マネジメントの事例研究
個別課題調査研究	情報アクセスの手法 参加型評価基礎研究 我が国の南部アフリカ地域に対する政府開発援助 中国の固有企業改革、金融改革等に係る日中協力の可能性 参加型開発の人類学的再検討 腐敗の要因分析と対策における国際協力
技術移転国際会議	開発と平和構築 インドネシア東京セミナー

技術協力専門 家養成・確保



技術協力専門家養成研修

事業の概要

近年の開発途上国に対する協力のあり方は、貧困削減や民主化、法制度整備などのさまざまな課題について、援助受入国の自助努力（オーナーシップ）を尊重しつつ、ほかの援助機関が協調（パートナーシップ）しながら、多様な方策によって、総合的に開発を進める支援策が主流となりつつあります。さらに、情報通信技術（IT）の導入で、援助の手法そのものも変化してきています。

しかし、支援などの内容、援助手法が多様化してきても、援助の基本は、結局のところ「人作り」にあり、人と人とのつながりはますます重要になってきています。協りに携わる人材には、技術やノウハウに裏打ちされた豊富な経験に加えて、援助の方針やその仕組みを十分に理解するとともに、相手国の状況を的確に把握し、カウンターパートや連携している機関との企画、調整を行うといった能力が求められています。

このため、専門家など援助に携わる人材をいかに確保し、必要に応じて養成することができるかが、より効果的で質の高い技術協力を実施する上での大切な要件となっています。JICAでは、派遣支援部と国際協力総合研修所がこうした役割を担っており、人材の確保と養成を積極的に推進しています。

事業の内容

専門家の養成

相手国のニーズにあった総合的な専門能力をもつ専門家の養成を図ることを目的として、次のような研修を行っています。

1. 専門家のための研修

原則として、派遣期間が1年以上の専門家を対象とするもので、次の研修を行っています。

①派遣前集合研修

派遣が内定した専門家を対象とする研修で、専門家の役割、現地事情、健康管理などを内容とする2週間の一般研修と、3週間の語学研修で構成されています。1999年度は年間7回実施しました。

この研修では特に、異文化理解、プレゼンテーション手法など開発途上地域でのコミュニケーション能力の向上を重視しています。1999年度は専門家782人、専門家の配偶者191人の計973人が受講しました。

②語学や技術の補完研修

追加的な語学研修を必要とする専門家を対象に、個別に語学研修を実施します。1999年度は36人が受講しました。また、コミュニケーション能力をさらに高めるため、赴任国での現地語学研修制度を実施しています。1999年度は、20カ国110名の専門家が受講しました。

さらに専門技術の補完と向上のために、国内の関係機関で個別技術研修を実施し、1999年度は60人

が受講しました。

2. 技術協力専門家養成研修

近い将来、専門家としての派遣が予定される人を対象に、専門家に求められる知識や手法などの幅広い能力を身につけてもらうことを目的としています。1999年度は、年3回、各9週間の研修を実施し、154人が受講しました。コース内容は、図表3-20のとおりです。

3. 技術協力総合研修

プロジェクト方式技術協力のリーダーと調整員を対象に、プロジェクトの運営・管理を主な内容とする研修を派遣前研修の一環として行っています。

また、調整員だけを対象に、プロジェクトの運営・管理などを中心とした約2週間の研修を、1999年度は2回実施し、42人が受講しました。

4. 地方自治体などとの連携と人材育成

①地方自治体職員等国際協力実務研修

地方自治体が推進する国際協力を支援するためのもので、1週間の実務研修と3週間の語学研修（選択制）で構成されています。1999年度は、東京の国際協力総合研修所で3回、大阪国際センターで1回実施し、83人が受講しました。

②NGO-JICA 相互研修

NGOとJICAの関係者がおのおののプロジェクト運営の方法を互いに学び、連携を強化することを目的に、1999年7月に実施し、NGO17人、JICA15人が受講しました。

③NGO-JICA 合同ワークショップ

NGO活動とODA事業との相互理解の促進と連携を目的に、2000年1月に沖縄県でワークショップ

を開催し、沖縄と九州のNGO11団体などが参加しました。

④国際協力人材研修

国際協力の理解を促進するとともに、将来国際協力活動に参画できる人材を育成することを目的として、1999年11月に沖縄県とフィリピンで2週間の研修を行い、沖縄県関係者、国際交流団体職員、大学院生など28人が参加しました。

5. ジュニア専門家

青年海外協力隊経験者、JPOなど国際経験のある若い人材を対象に、専門家など国際協力に携わる人材を育成するものです。1999年度は新規に15人を確保し、継続者を含め80人の実務研修を国内外で行いました。

6. 海外長期研修

国際協力に携わる人材の養成のために、民間および省庁の人材、青年海外協力隊経験者、JICA職員などを対象に行う研修です。将来、実務および理論の両面をバランスよく兼ね備えた、いわば指導的な専門家になるために必要な技術、ノウハウを習得する研修を行います。

1999年度には33人を先進国や開発途上国の教育・研究機関などに派遣しました（最長2年間）。

派遣者の内訳は、青年海外協力隊経験者を含む民間が12人、省庁が12人、JICA職員が9人でした。研修分野は、開発途上国における農業農村開発、地域開発、環境保全、公衆衛生、教育開発などで、研修先は、欧米の大学院や研究機関、バングラデシュ、フィリピンの国際機関事務所などとなっています。

修了者は、帰国後、開発途上国に派遣される技術

図表3-20 1999年度技術協力専門家養成研修開講コース

第1回 6.7～8.6	第2回 10.4～12.3	第3回 1.11～3.10
農業一般 工業・エネルギー開発 技術教育・職業訓練 地球環境・環境アセスメント プライマリ・ヘルスケア 社会ジェンダーに配慮した貧困対策	森林環境 海洋環境保全 インフラストラクチャー* 環境衛生 人口・リプロダクティブ・ヘルズ* 社会・ジェンダー調査手法の実践 感染症対策 (8.2～8.27)	農村基盤整備 林業 インフラストラクチャー 技術教育・職業訓練 教育 都市環境・公害対策 法整備支援

協力専門家や調査団員などとして、JICAが行う事業に積極的に参画することになっています。

7. インターン制度の実施

開発援助分野を研究し、将来援助事業に携わる人材として期待される大学院生を対象に、実習の機会を提供し、国際協力に対する理解を深めてもらうインターン制度を実施しています。1999年度は、タイ、インド事務所など8カ国で10人、東京や大阪など国内で17人、計27人のインターンを受け入れました。

専門家の確保

開発途上国からの専門家派遣要請に迅速かつ的確に応えるために、次のような制度を設けています。

1. 国際協力専門員

高い専門技術レベルと幅広い国際協力の経験をもち、プロジェクト方式技術協力のリーダーなどの海外業務や開発調査の作業監理委員、各種研修のコースリーダー、調査研究業務における主査などの国内業務の双方で中心的な役割を担う人材を確保するものです。

1999年度は、94人を確保しています。

2. 特別嘱託

帰国専門家などのなかから、派遣が見込まれる人材を確保するもので、1999年度は新たに39人を確保しました。

3. 専門技術嘱託

高度な専門技術や知識、国際協力に関する豊富な経験をもち、技術協力全般についてのアドバイスができる人材を確保するもので、現在、社会開発、鉱工業開発、農業開発の分野で各1人ずつ委嘱しています。

4. 専門家登録制度

専門家としての活動を希望する人にあらかじめ登録してもらい、多様化する派遣要請に幅広く応えていくことを目的とする制度で、2000年3月末現在、3028人が登録されています。

5. 専門家の公募

①一般公募

近年、農漁村女性の自立支援や零細企業に対する経営指導などが緊急の課題となるなど、途上国のニーズが多様化、高度化するなかで効果的な協力を実施するためには、民間などから広く人材を得ることが重要となってきています。1999年度には専門家の一般公募を2回実施し、42人の専門家を確保しました。

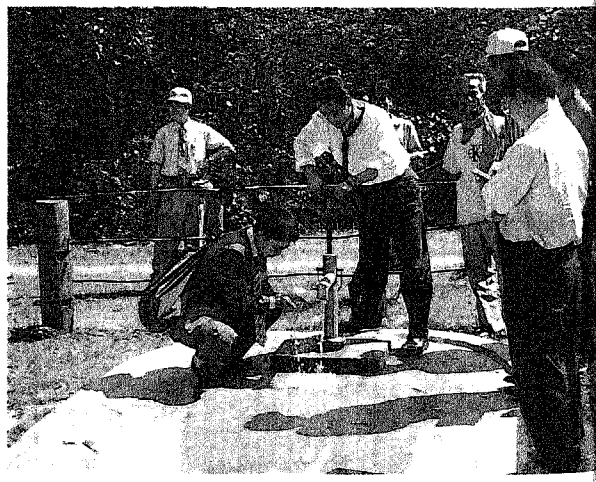
②ASEAN財政・金融緊急支援に向けた専門家公募

1997年のタイバーツの下落に端を発するアジア通貨危機への対策として、わが国政府が掲げた「新宮沢構想」を人材面から支援するため、ASEANなどの財政・金融セクター緊急支援に向けた専門家を公募し、1999年度には11人の専門家を確保しました。

6. 国際協力地域連絡会

帰国専門家間の連絡・交流を緊密化し、地方の国際化や市民の国際協力に対する理解を促進するために、JICA国内支部やセンターが中心となって、国際協力地域連絡会の結成を進めています。

2000年3月時点で、全国40カ所に地域連絡会（会員約2800人）が結成されており、1999年7月には、各地の代表が参加する中央連絡会を開催しました。



技術協力専門家養成研修には、2週間の海外現地研修が組み込まれている

専門家活動の 支援体制

事業の概要

生活環境の厳しい開発途上地域に派遣された専門家が、健康で安定した生活を営み、安心して活動するためには、待遇ばかりでなく、健康管理や災害補償などさまざまな制度の充実を図ることが必要です。こうしたことは、専門家の確保や専門家の士気を高める上でも大きな意義があり、将来にわたって質の高い技術協力を行う礎になります。

JICAは1999年度に派遣支援部を新設し、専門家が派遣される前から帰国後まで、次のような一貫した専門家の活動支援体制を設けています。

主な事業の種類

1. 給与・手当など

専門家には、以下の派遣手当の支給と国内給付が行われます。

①派遣手当

専門家の任期中、派遣期間が1年以上の長期専門家には、在勤基本手当、住居手当、家族手当、子女教育手当、語学手当、へき地手当、特別技術手当が、派遣期間が1年未満の短期専門家には旅費、語学手当、特別技術手当がそれぞれの支給条件に基づいて支給されます。

1999年度には、円高の影響などにより外務公務員の在勤基本手当が臨時改訂されたことを受けて、在勤基本手当の臨時改定を3回行いました。



地域の保健推進員に講義する専門家（ボリビア）

②国内給付

日本国内での専門家の所属先の有無に応じて、所属先人件費補てん、国内俸の支給が行われますが、1999年度には、国家公務員の俸給額などが改定されたことを受けて、国内俸の支給額を改定しました。

2. 公費一時帰国制度

生活環境が厳しい地（不健康地）に在勤する派遣期間が2年以上の長期専門家に対して、休養および健康診断のため、2年に1回日本へ帰国できる休暇一時帰国制度を設けています。また、派遣期間が2年以上で派遣後1年を超える長期専門家に対しては、派遣期間中に1回、その専門家が所属している学会に出席し研修するための、学会出席一時帰国を認めています。また、長期専門家の配偶者や父母などが不幸にして死亡し、その葬儀が日本で行われる場合に、忌引一時帰国制度を設けています。

3. 健康管理旅行制度

生活環境が特に厳しい地（特定不健康地）に派遣されている長期専門家に対し、健康管理（健康診断、体力回復など）のための旅行制度を設けています。また、高地に勤務する長期専門家には、定期的に低地に旅行できる制度があります。

4. 子女、配偶者呼寄せ制度

子女または配偶者と別れて、長期に派遣されている専門家の心身の健康管理を促すため、以下の一時呼寄せ制度を設けています。

①子女一時呼寄せ制度

専門家が、勉学のため日本に残留している子女を、

III

第4章

事業実施基盤の強化／専門家活動の支援体制

学校休暇を利用して任国に一時呼び寄せるもの。

② しょうれい地配偶者一時呼寄せ制度

生活環境がきわめて劣悪なしょうれい地に単身で赴任している専門家が、日本に居住している配偶者を任地に一時呼び寄せるもの。

5. 健康管理

JICAでは、本部の専門家健康管理室に医師と看護婦を配置して、専門家やその家族の健康相談に適宜応じるほか、派遣前、派遣中、帰国後の健康診断を実施して、個々の健康状態の把握に努めています。また、派遣中の専門家の健康管理のため、医師、看護婦などによる健康相談巡回指導チームを各国に派遣しています。

さらに、専門家や家族の海外での健康管理体制を強化するために、専門家等健康管理員（医療専門職）を、現在8カ国の在外事務所に派遣しており、今後とも拡大していく予定です。

また、特に医療事情が劣悪な国（2000年度対象国は102カ国）に派遣された専門家やその家族が、負傷や病気などにより緊急に設備の整った医療機関への移送・入院が必要となった場合に備えて、緊急移送の体制を整えています。

6. 安全対策

在外事務所を中心に専門家等治安対策連絡協議会を開催し、治安情報を提供、交換するとともに、緊急連絡体制を確立しています。

また、治安上注意が必要な地域については、緊急連絡用通信機器（インマルサット、イリジウム、無線機、携帯電話）や防犯設備を整備するとともに、警備員雇用経費を補助しています。

なお、現地では、JICA関係者に安全対策を指導する安全対策クラークを配置するほか、安全対策巡回指導チームを派遣しています。

7. 災害補償

専門家が派遣期間中に、業務中や通勤途上で災害に巻き込まれた場合、国の労働者災害補償保険の適用を受けられるよう、労災保険特別加入などの特別措置を講じています。

8. 国際協力共済会

国際協力共済会は、専門家が海外で病気にかかったり、けがをした場合の療養費、万が一の場合の弔慰金の給付などを行うことにより、専門家の海外での生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設立されたもので、専門家の掛け金とJICAからの負担金により運営されています。海外での業務外の傷病や療養の医療費の給付、弔慰金の給付などの給付事業や、災害見舞金、携行医薬品の配布などの福祉事業、万一の場合の緊急移送サービスなどの福利厚生事業を行っています。

図表3-21 専門家の待遇・福利厚生制度

給与・手当等	派遣手当	在勤基本手当
		住居手当
		家族手当
		子女教育手当
		語学手当
		へき地手当
		特別技術手当
国内給付	所属先人件費補てん	
	国内俸	
福利厚生等諸制度	休暇・他制度	休暇一時帰国
		忌引一時帰国
		学会出席一時帰国
		健康管理旅行
		高地健康管理旅行
		子女一時呼寄せ
		しょうれい地配偶者一時呼寄せ
		赴帰任途上、業務上、通勤途上の災害補償
		共済給付
		警備員備上費補てん
福利厚生・他制度	生活環境整備	
	生活保障制度	

*ただし、派遣期間などにより適用されない場合があります。